

令和6～7年度

我孫子市特定施設入居者生活介護整備事業者募集要領

令和6年5月

我孫子市健康福祉部高齢者支援課

1 趣旨

我孫子市では、「第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画」に基づき、介護保険サービス基盤の整備を進めています。

このうち、令和6～7年度に介護付き有料老人ホームの設置届を提出し施設整備を予定する事業者を募集します。

2 募集要件等

(1) 対象施設

サービス種別	条件	整備年度	施設数	定員数	形態
特定施設入居者生活介護を提供する介護付有料老人ホーム	新設	令和6～7年度	1施設	60～70名	混合型 ※要支援・要介護のみを受け付けること

※介護サービス事業所等の併設は任意としますが、別途協議が必要です。

(2) 場所

我孫子市全域（市街化調整区域を除く）

※他の介護保険施設等の立地状況を確認の上、市内の施設立地状況のバランスが図られるよう、十分に検討すること。

(3) 募集要件

応募できる事業者は、介護保険法によるサービス提供をするため、十分な資力や能力を継続的に有する者であること。

- ① 「我孫子市有料老人ホーム設置運営指導指針」に沿うよう留意すること。
- ② 運営法人は法人格を有していること。
- ③ 介護サービスを提供するため十分な資金計画及び事業計画が確実であり、施設を安定的に運営できること。
- ④ 介護保険法、都市計画法、建築基準法、農地法、消防法、その他関連する法令の基準を満たしていること。
- ⑤ 介護保険法及び老人福祉法における指定・許可の欠格事由、取消事由に該当せず、所管庁の監査等において、過去3年間に重大（改善勧告）以上の指摘を受けていないこと。また、それ以前に受けた指摘事項は改善していること。
- ⑥ 運営法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団に該当しないこと、暴力団または同条第6号に掲げる暴力団員の利益となる行動を行っていないこと及びそれらと社会的に非難

されるべき関係を有していないこと。また、役員等が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないものに該当しないこと。

- ⑦ 社会更生法、民事再生法等に基づく再生手続きの申立てをしていない者であること。
- ⑧ 法人において、国税及び地方税の滞納がないこと。なお、法人と代表者又は役員等との間で債権債務関係がある場合は、当該債権債務関係が存する代表者又は役員等の国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑨ 原則、開設日までに介護保険法に基づく事務所指定を受け、事業所を開所すること。ただし、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときはこの限りでない。
- ⑩ 事業を実施するにあたり、土地及び建物を確実に確保できる見込みであること。また、災害等に対する安全性が確保されている土地及び建物であること。
 - ア 開発行為の可否については事業計画書の提出前に我孫子市の関係各課に確認すること。
 - イ 土地・建物は、自己所有と賃貸のどちらでも可能。賃貸の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権等の権利設定が必要。
 - ウ 土地、建物については、本事業計画以外の目的による抵当権や、事務所存続の支障となりえるような権利設定がないこと。なお、抵当権等の権利設定がある場合、十分な法的保全策が講じられるものであること。

⑪ 隣接地権者等への説明

事業計画書の提出（令和6年7月19日（金））までに、整備予定地に隣接する地権者に対して、当該公募に応募することを説明してください。また、提案が不採用になった場合は、整備を行わないことを説明してください。

(4) 関係法令等

- ① 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企発第25号厚労省老人保健福祉局企画課長通知）その他介護保険関係法令等の基準を満たしていること。

- ② 施設の建設計画は、都市計画法、建築基準法その他関係法令を遵守すること。

(5) その他

- ① 整備に係る我孫子市からの補助金はありません。
- ② 開設予定者として選定された場合は、「我孫子市有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱」に基づき「我孫子市有料老人ホームの設置運営に係る事前協議申出書」を提出し、速やかに着手してください。

3 募集スケジュール

今後のスケジュールについては次のとおりです。市の都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

内容	日程
募集要領掲載	令和6年5月27日(月)
事前申出書提出期限	令和6年6月5日(水)午後4時まで
質問受付	令和6年6月20日(木) ※ 午前8時半～午後5時
質問への回答	令和6年7月1日(月)までに我孫子市HP上で公開
応募書類提出期限	令和6年7月19日(金)午後4時まで
事業者決定	令和6年8月末

4 応募手続き

(1) 事前申出書の提出

応募を予定している事業者は、令和6年6月5日(水)午後4時までに、令和6～7年度我孫子市特定施設入居者生活介護整備事業候補者募集に係る事前申出書(別紙1)をFAX又は電子メールで高齢者支援課に提出してください。

なお、この事前申出書の提出は、本市が応募を予定している事業者の状況等を把握するために求めるものであり、提出後、本市から問い合わせをする場合があります。

事前申出書を提出頂いた事業者のみ事業計画書及び添付書類一覧を令和6年6月10日(月)までに配布します。

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問の方法

公募に関する質問は、令和6年6月20日（木）の午前8時半から午後5時の間、令和6～7年度我孫子市特定施設入居者生活介護整備事業者募集に係る質問書（別紙2）により、FAXまたは電子メールにて受け付けます。

【FAX】04-7186-3322

【電子メール】abk_koureishashien@city.abiko.chiba.jp

イ 質問への回答

質問に関する回答は、令和6年7月1日（月）までに我孫子市ホームページに掲載します。ただし、質問の内容が審査に著しく支障をきたすと判断した場合は、回答しないことがあります。

ウ 注意点

- ・ 締め切り以降の質問等は、公平性を期すため受け付けません。
- ・ 電話や窓口での口頭での質問は受け付けません。
- ・ 応募状況や他の応募者に関する情報等、法令等により確認できる事項については回答しかねます。

(3) 応募書類の提出期限

募集要領に基づき令和6～7年度我孫子市特定施設入居者生活介護整備事業計画書（別紙3）及び添付書類を令和6年7月19日（金）午後4時までに本市に提出してください。

市が指定した様式の表や行が足りない時は適宜追加してください。

ア 提出方法

持参（郵送等不可）

※土・日・祝日を除く、午前9時～午後4時の間

※予め必ず電話連絡の上、日程調整してから、来庁願います。

イ 提出先

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 西別館 3階

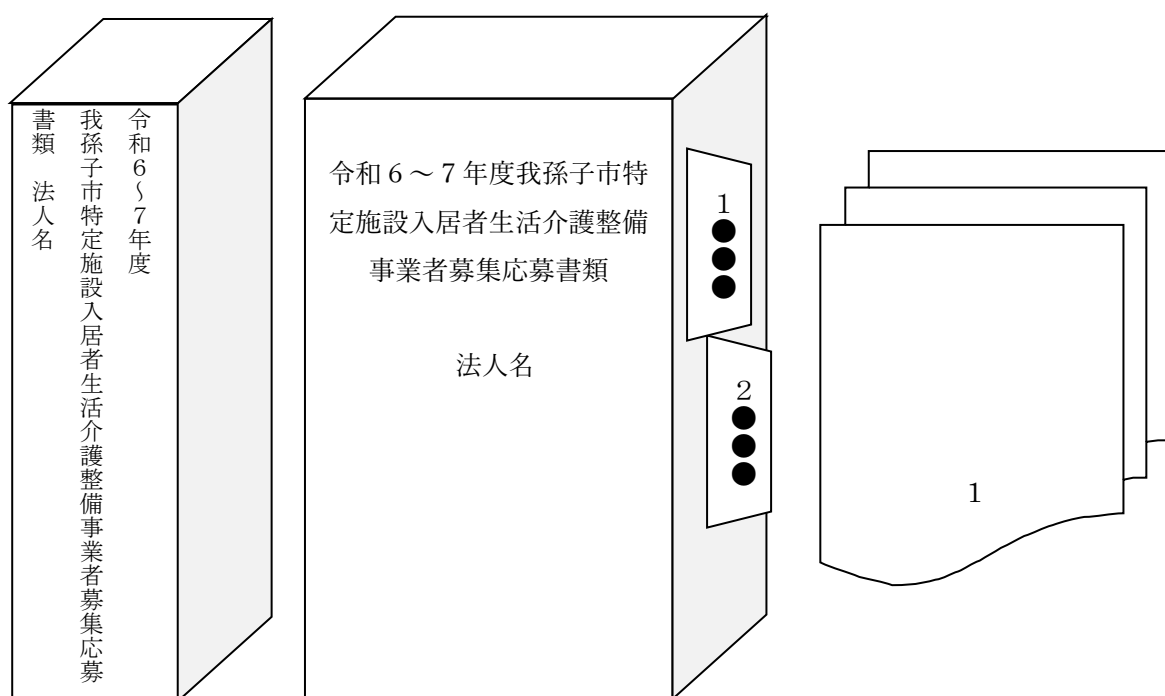
健康福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉係

04-7185-1111（内線411、412）

(4) 提出書類の調製方法

- ① 応募書類は、正本1部、副本（正本の写し）を1部ずつファイルに編綴し10部作成して提出してください。
- ② 原則A4版です。ただし、図面はA3版とし、A4サイズに折り込んで（Z折り）ください。
- ③ 全体の目次をつけてください。
- ④ 書類ごとに合紙（白色無地の紙）を挟み、その合紙（白色無地の紙）に、番号と文字表記のインデックスをつけてください（番号のみの表示は不可。番号と文字表記は「添付書類一覧」の「提出資料名」とすること）。
- ⑤ 表紙及び合紙（白色無地の紙）以外にページ番号（通し番号）をつけてください。
- ⑥ 必ず1冊のバインダーに綴り、バインダーの表紙、背表紙に次のことを記載してください。

「令和6～7年度我孫子市特定施設入居者生活介護整備事業者募集応募書類」（法人名）



(5) その他

- ① 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- ② 市で決定した事業者のみ事前協議、設置届を提出できます。
- ③ 優れた事業計画の提案と、選定された事業計画を確実に実行していた

だくため、一つの法人が応募できる本公募対象の計画は1計画に限ります。

- ④ 事業者の採択の可否にかかわらず、事業者が応募に要した費用等は事業者が負担することとします。
- ⑤ 事業計画の中止や選定されなかったことによる一切の損害等については、我孫子市が責任を負うものではありません。
- ⑥ 市長は、選定された法人又は事業者において、この公募要領に記載する事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取り消すことができるとともに、次回の応募資格を失うものとします。なお、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- ⑦ 事業候補者に決定された後に事業候補者の責めに帰すべき理由により辞退があった場合は、次回の応募資格を失うものとします。
- ⑧ 契約書類など応募書類の正本に原本の写しを提出する場合には、代表者名で原本証明を必ずしてください。

【例】

この写しは原本と相違ありません。 令和 年 月 日 社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○ 実印
--

- ⑨ 今回の応募に当たって提出した提案内容について、事業候補者として決定後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査のうえ応募してください。
- ⑩ 事業候補者の決定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。

(6) 応募に際しての注意事項

- ① 応募に必要な書類に不足・不備等ある場合は、受付することができませんので、提出の前に再確認をお願いします。
- ② 応募に必要な費用等については、応募者の負担となります。
- ③ 提出された応募の書類等は返却しません。
- ④ 必要に応じて、書類の提出及び記載内容の確認を求めることがあります。
- ⑤ 他の応募者の計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は

間接の如何を問わず一切応じません。

- ⑥ 応募における用地、建物等の権利者又は地域住民等との確約書等により生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰すべき事項でありますので、我孫子市はその責任を負いません。
- ⑦ 応募にあたり土地・建物等各種規制等により条件を満たせない場合、応募は無効となります。

(7) 応募の辞退

書類提出後に辞退をする場合は、その事由を書面(任意様式)で提出してください。

5 選定について

(1) 事業候補者評価及び選定

選定における評価は、前述の「2 募集要件等」の要件を満たしていることとし、評価基準の高得点の事業計画から先順位とします。(原則として、募集数を超える選定は行いません。)

※事業者の応募がない場合又は事業候補者が決定しなかった場合は、再度募集を行うことがあります。

(2) 審査の視点

「評価項目及び基準採点表」参照。

※評価項目及び基準採点表は事前申出書を提出頂いた事業者のみ提出書類と合わせて配布します。

(3) 選定結果の通知

結果については、全ての応募者に文書で通知します。また、結果についての異議申し立ては一切受け付けません。

(4) 事業候補者の公表等

事業候補者決定後、応募状況及び決定した事業者名、整備予定地等を市のホームページで公表します。

(5) その他

我孫子市老人福祉施設等整備事業者選考委員会での評価の合計点に基づき、最も合計点の高い第1位順位事業者を事業候補者として評価します。

また、第1位順位事業者が辞退等により事業候補者でなくなった場合は、

繰り上げにより第2順位予定者を事業候補者として評価することがあります。

なお、選定した事業者については、我孫子市から千葉県に対し特定施設入居者生活介護に係る事業候補者として意見書を提出します。当該施設整備の要望が千葉県に採択されない場合もありますが、市はいかなる責任も負いませんので、あらかじめご了承ください。

6 禁止事項、欠格事項等

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。
- ① 審査の結果、応募資格がないと認めた法人の場合
 - ② 我孫子市老人福祉施設等整備事業者選考委員会の審査前に、委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触したことが明らかになった場合
 - ③ 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての決定を取り消します。
- ① 施設建築に係る関係省令等に抵触するなど明らかに整備が不可能であると市が判断した場合
 - ② 我孫子市の選定後に、計画地、定員、建築計画の変更等を行った場合
 - ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市長が認める場合、または法令違反が明らかになった場合

7 問い合わせ先

我孫子市我孫子1858番地

我孫子市健康福祉部高齢者支援課

高齢者福祉係

TEL：04-7185-1111

FAX：04-7186-3322

Email：abk_koureishashien@city.abiko.chiba.jp